

Title	古版経済書解題 サー・シオードア・ジャンセン著 千七百十三年版 特に大不列及び仏蘭西間の通商に適用せられたる貿易の一般準則
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.4 (1935. 4) ,p.603(129)- 609(135)
JaLC DOI	10.14991/001.19350401-0129
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350401-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

對しては種々なる形態に依る直接間接の保護助成がなされる。併しかゝる手段に依つては期待した效果は齎されず、反つて繼續的な生産過剰の爲めに著しい利益減退を見る。此處に於て單なる保護助成の手段以外に生産又は販路の統制と云ふ手段がとられるに至つた。就中生産及び輸出制限の爲めの國內並びに國際カルテルの協定は重要である。更に輸出促進の第三の手段として、他國の割當管理に依る輸出妨害を征服する種々なる手段がとられる。(四九一—五八頁)

以上の如き最近に於ける多種多様な貿易政策は云ふ迄も無く世界經濟の未曾有の危機を如實に物語つて居る。然らば今後の世界經濟並びに各國貿易政策の動向は如何。著者は戦後の世界經濟恐慌は戰敗國の政治上の權利剝奪、賠償金問題に依つて最も強く影響されたと主張する。従つて、「今後の世界貿易政策にとつて歐州の政治情勢の決定的清算が残されて居る。」と結論して居る。(五八一—六〇頁)

本書の内容は大體右の如くである。讀者は本書に依つて貿易政策の最近の趨勢を一應理解する事が出来る。殊に最近に於ける通商條約、價格統制、數量統制、輸出促進策等に關する各國の具體的施設の紹介は詳細に互つて居り、従つて各國貿易政策の現状を知らんとする者にとつては好適の資料である。併し一步進んで之等貿易政策の動向を規定する政治的、社會的、經濟的基礎を読みとらんとする讀者の期待は充されないのであらう。

(一〇三—一二四)

古版經濟書解題

サー・シードニア・ジャンセン著一千七百十三年版『特に大不列顛

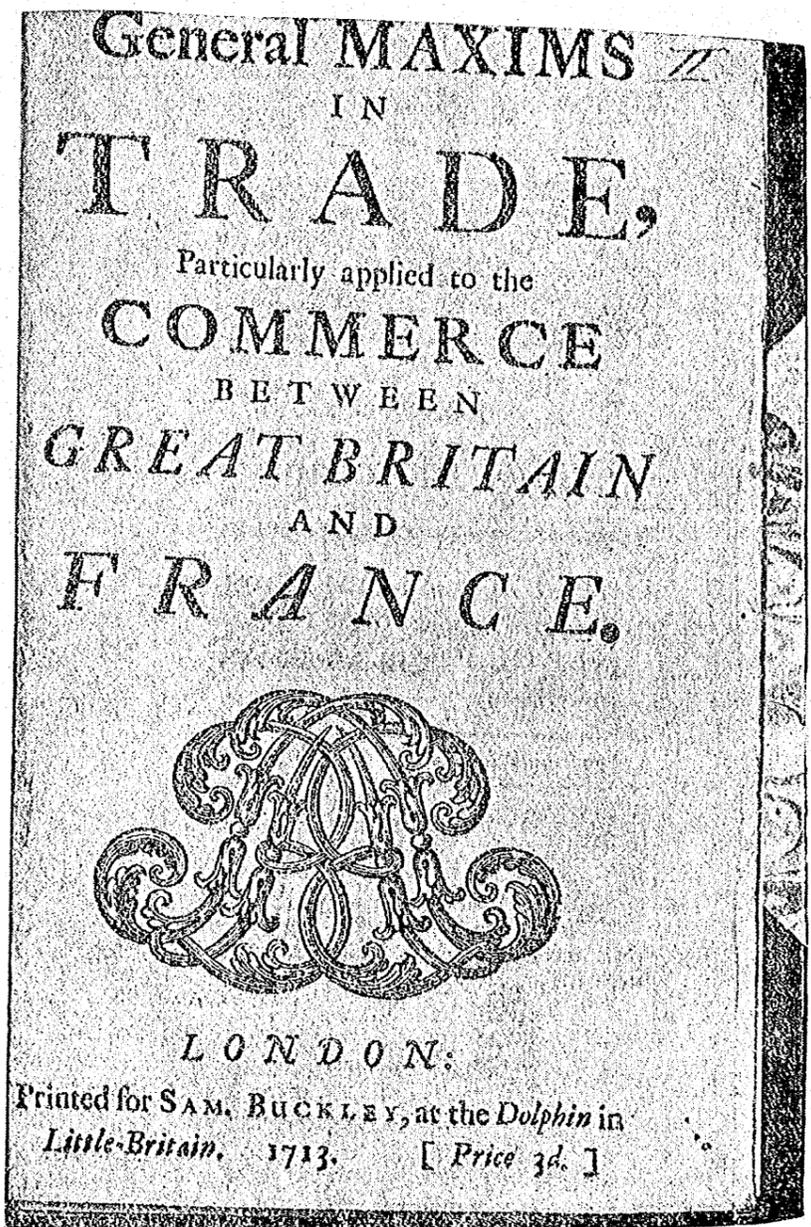
及び佛蘭西間の通商に適用せられたる貿易の一般準則』

高橋 誠 一 郎

吾人は拙著『重商主義經濟學說研究』中に於いて、一千七百十三年より同十四年に互り、ウトレヒト平和條約に附帶せる通商條約の第八條及び第九條を繞つて闘はされた一般貿易平衡論者と特殊貿易平衡論者との論戰に就いて述ぶる所があつた。(同書一四七—一九頁参照)。斯くの如き論争の因と爲つた條項は(一)アン女王及び佛國王の全臣民は最惠國民として同一なる通商上の特權を享有す可きこと、(二)英國側に於いては、佛國貨物に對する關稅は、如何なる他國の其れに對する關稅よりも大なる可らず、又、一千六百六十四年以後に於いて通過せしめられたる一切の禁止的法規は撤回せらる可きこと、(三)佛國側に於いては、英國品は一千六百六十四年の關稅率に従つて課稅せらる可く、而して該關稅率に反する一切の法規は廢止せらる可きことを規定せるものであつた。是れ等の條項中に含蓄せられたる貿易の自由への接近は商業階級の反對を喚起した。而して彼のダニエル・デフォーが一千七百十三年五月二十六日以後、一週三回 Mercator, or Commerce Revived. を刊行して、政府の通商政策を援護し、佛國

貿易の有利なる所以を論證するに努むや、之れに對抗するが爲めに、チャールズ・キングを主幹とする The British Merchant, or Commerce Preserv'd. が一週二回發行せらるゝことゝ爲つた。商業階級の運動は其の功を奏して、道箇不人望なる條項は遂に放棄せらるゝことゝ爲つた。一千七百二十一年、キングは同紙上の論文を八ツ折判三巻に取纏め、同じく The British Merchant; or, Commerce Preserv'd. と題して出版した。(同四十二年再版、同八年訂正三版)。此の書第一巻の巻頭に掲げられたものが、南海會社の重役サー・シオードニア・ジャンセンの General Maxims in Trade, particularly applied to the Commerce between Great Britain and France. である。本書の初めで刊行せられたのは一千七百十三年であつた。爰には、此の一千七百十三年版の表題頁タイトルページ、並びに一千七百二十一年版 The British Merchant. 第一巻本文第一頁を寫真版として掲載することゝした。ヒューインズ(W. A. S. Hewins)は、此の論篇を以つて、「何等科學的價値を有せざるもの」ではあるが、而もそれは「其の最も不條理なる形態に於ける重商主義の好例」であつて、商人の偏見に訴ふるものと做してゐる。(Palgrave, Dictionary of Political Economy, Vol. II, 1910, p. 472.)。此の書は又、一千七百五十二年版 Lord Somers, Collection of Scarce and Valuable Tracts on the most Interesting and Entertaining Subjects, but chiefly such as relate to the History and Constitution of these Kingdoms. 第四巻、並びに一千八百〇九年版第十三巻中に複製せられてゐる。

ジャンセンの立てた一般準則に従へば、(一)國家の特産物若しくは作物から造られた製造品を輸出する貿易は疑ひもなく有益なるものである。(二)自國の過剩物の消費を助成する貿易も亦、明かに有利なるものである。(三)國內に於いて製造せらる可き外國原料の輸入も亦、特に是れ等の物品が製造せられたる後、それが大方海外に輸送せらるゝ時には、無論、甚だ有利なるものである。(四)此の地に於いて製造せらる可き外國原料の輸入は、縱令其製



一千七百十三年版 General Maxims in Trade. 表題頁



THE
British Merchant.

General MAXIMS in TRADE,
particularly applied to the COM-
MERCE between Great Britain
and France.

First Published in the Year 1713.

HERE are general Maxims in
Trade which are allotted to by
every body.

That a Trade may be of Be-
nefit to the Merchant and Inju-
rious to the Body of the Nation, is one of
these Maxims.

Vol. I. B I

一千七百二十一年版 The British Merchant 第一卷文本第一頁

造せられた物品が主として自國民によつて消費せらるゝとしても、亦、有利なることがある、殊に該原料が自國貨物と交換して取得せらるゝ際に於いて然るものである。(五)此の地に於いて加工せられて、然らざれば既製品として輸入せらる可き物品たらしめらるゝ外國原料は國民に對して貨幣を節約するの手段である、而して若し節約に行はれつゝあるならば、斯くの如き原料を取得する貿易は須らく有利なるものと認めらる可きである。(六)製造品に對して製造品を、貨物に對して貨物を交換する貿易は有益と稱せらるゝを得可きである。獨逸は恰も英國が彼れ等のリンネルを輸入すると價値に於いて等しき英國の羊毛製品及び其の他の物品を輸入する、斯くの如くして人民の多數は兩國側に於いて職を得て、其の相互の利益たるのである。(七)一部分は貨幣に對し、而して一部分は物品に對して購入せらるゝ貨物の輸入は、斯く如くして輸入せられたる貨物の大部分が東印度貨物の場合に於けるが如く、再び輸出せらるゝものとしたならば國民的利益たるを得可きである、而して再輸出せらるゝ物品の總べての輸入は概して一國民に取つて有利である。(八)自國船による一の外國より他の外國への物品輸送は貿易上に於ける有利なる一項目である。(九)一國民が缺くことを得ざる物品を輸入するの必要存する時は、縱令ひ斯くの如き物品が主として貨幣を以つて購入せらるゝも、そは不良なる貿易と考へらるゝを得ない。(General Maxims, 1713, pp. 5-7)。

之れに反し、(一)全部若しくは大部分自國民の間に消費せらるゝ純然たる奢侈品及び快樂品を輸入する貿易は一國民に取つて不利益である。(二)更らに甚しく不良なるものは、嘗だに自國民の間に於いて消費せらるゝのみならず、自國貨物の之れと同様なる定量の消費を阻害する貨物を輸入する貿易である。(三)吾人が自ら製造するに等しき物品を供給する貿易は、特に吾人にして若し吾人の消費に取つて不足なく之れを製造し得るとしたならば、著し

く不良なるものである。(四)既に一國に誘入せられて生産せらるゝに至りたるが如き製造品を、寛大なる條件を以つて輸入するは不良なる結果を有するものであつて、其の進歩を阻害しなければならぬ。賢明なる國民は製造品を其の幼年期に於いて奨励せんことを欲し、斯くて彼れ等は單に同種の外國製造品に負はしむるに高き賦課を以つてするのみならず、屢々其の消費を全然拒否し禁止する。(ibid., pp. 8-9)。

斯くの如く一般貿易の準則を提示し終りたるジャンセンは其の筆を進めて、新たに提案せられたる佛國との條約によつて影響せらる可き英國商業の諸部門を論じ、「吾人の上に押寄する佛國貨物の洪水」を防止す可き唯一の障屏は高率の關稅であると論結した。(ibid., p. 19)。

而して彼れは其の著の一千七百十三年版に於いては、故らに佛蘭西貿易が葡萄牙、伊太利亞、土耳其及びハンブルグに對する英國輸出品との關係に於いて如何なる不利益を有す可きかを論述することがなかつたのであるが、前掲 The British Merchant. 第一卷の卷頭に掲げられた同篇は其の二十三頁以下に於いて是れ等の論述をも附加してゐる。

ジャンセンの生年は不明であるが、凡そ一千六百五十八年の頃と推定せられてゐる。彼れは佛蘭西に生れたが、一千六百八十年、其の父アブラハム・ジャンセン (Abraham Janssen) から傳へられた二萬磅の財産を携へて英國に渡り、貿易に従事して、能く其の産を三十萬磅に増加することが出来た。彼れは一千六百八十五年、英國に歸化し、國王ウイリアム及び女王アンの政府に奉仕し、ウイリアムによつて士爵に叙せられ、アンによつて一千七百十四年三月十一日、從男爵を授けられ、同年ヤーマウスから代議士に選出せられた。而も彼れの得意の時代は臆がて去らなければならなかつた。彼れは南海會社の重役と爲つて居つたのであるが、一千七百二十年、同會社が瓦解するや、

非常なる損失を蒙つたのみならず、下院より放逐せらるゝの憂目を見た。彼れは一千七百四十八年九月二十二日を以つてウインブルドンに死んだ。彼れの略傳を窺はんとする者は Dictionary of National Biography, ed. by Sidney Lee, Vol. X, 1908, p. 685. に據るを捷徑とする。

前述の如く、ジャンセンの「貿易の一般準則」は最も不條理なる形態に於ける重商主義の好例と看做された。然しながら、舊マーカンチリズムの後裔たる保護政策からして、一の新たなマーカンチリズムの興隆を見つゝある現代に於いては、彼れの「一般準則」は猶ほ依然として多數者の心胸を支配しつゝあるの觀がある。